14　運送される物質に応じて適宜
15　ＦＰは引火点とする。
16　ＩＭＤＧコードにより、第5.2類の危険物の甲板下及び閉囲されたロールオン・ロールオフ区域の積載は禁止されている。
17　ＩＭＤＧコードに掲げる可燃性蒸気を発する危険物についてのみ適用
18　ＩＭＤＧコードに掲げる23℃未満の引火点を有する危険物についてのみ適用
19　第6.1類の副次危険性を有する危険物についてのみ適用
20　ＩＭＤＧコードにより、第2.1類の副次危険性を有する第2.3類のものの甲板下及び閉囲されたロールオン・ロールオフ区域の積載は禁止されている。
21　ＩＭＤＧコードにより、23℃未満の引火点を有する第4.3類の液体の甲板下及び閉囲されたロールオン・ロールオフ区域の積載は禁止されている。

八　第二―二章第十九規則2.1中「少量の危険物」を「少量及び例外的な量の危険物」に改める。

九　第二―二章第十九規則3.4の表題を「通風装置」に改める。

十　第二―二章第十九規則3.6.1の前段の次に次のように加える。

また、このような防護服は、運送される化学薬品に関連する危険性並びに当該化学薬品の分類及び物理的状態に応じて国際海事機関が作成した基準を考慮して選択する。

十一　第二―二章第十九規則4中「制限された量」を「少量及び例外的な量」に改める。

十二　第五章第十九規則1.1中、.4を次のように改める。

.4　予定された航海のための船舶の針路を計画し、及び表示し、並びに航海中の位置を図示し、及び監視するための水路図誌及び航海用刊行物。電子海図情報表示装置（ＥＣＤＩＳ）は、また、この規定の海図搭載要件を満たすものとみなす。2.10の規定を適用する船舶は、電子海図情報表示装置（ＥＣＤＩＳ）に詳述する搭載要件についても適合するものとする。

十三　第五章第十九規則2.2中、.2の次に.3及び.4として次のように加える。

.3　次の船舶については、船橋航海当直警報装置（ＢＮＷＡＳ）

.1　二千十一年七月一日以後に建造された総トン数百五十トン以上の貨物船及び大きさのいかんを問わない旅客船

.2　二千十一年七月一日前に建造された大きさのいかんを問わない旅客船。ただし、二千十二年七月一日後最初に行われる検査までに備える。

.3　二千十一年七月一日前に建造された総トン数三千トン以上の貨物船。ただし、二千十二年七月一日後最初に行われる検査までに備える。

.4　二千十一年七月一日前に建造された総トン数五百トン以上三千トン未満の貨物船。ただし、二千十三年七月一日後最初に行われる検査までに備える。

.5　二千十一年七月一日前に建造された総トン数百五十トン以上五百トン未満の貨物船。ただし、二千十四年七月一日後最初に行われる検査までに備える。

船橋航海当直警報装置は、船舶が航行中は、常に作動させておく。

.4　二千十一年七月一日前に設置された船橋航海当直警報装置（ＢＮＷＡＳ）については、国際海事機関が採択した基準に完全に適合することをその後主管庁の裁量によつて免除することができる。

十四　第五章第十九規則2.9の次に2.10及び2.11として次のように加える。

2.10　国際航海に従事する船舶であつて次に掲げるものは、電子海図情報表示装置（ＥＣＤＩＳ）を備える。

.1　二千十二年七月一日以後に建造された総トン数五百トン以上の旅客船

.2　二千十二年七月一日以後に建造された総トン数三千トン以上のタンカー

.3　二千十三年七月一日以後に建造された総トン数一万トン以上の貨物船（タンカーを除く。）

.4　二千十四年七月一日以後に建造された総トン数三千トン以上一万トン未満の貨物船（タンカーを除く。）

.5　二千十二年七月一日前に建造された総トン数五百トン以上の旅客船。ただし、二千十四年七月一日以後最初に行われる検査までに備える。

.6　二千十二年七月一日前に建造された総トン数三千トン以上のタンカー。ただし、二千十五年七月一日以後最初に行われる検査までに備える。

.7　二千十三年七月一日前に建造された総トン数五万トン以上の貨物船（タンカーを除く。）。ただし、二千十六年七月一日以後最初に行われる検査までに備える。

.8　二千十三年七月一日前に建造された総トン数二万トン以上五万トン未満の貨物船（タンカーを除く。）。ただし、二千十七年七月一日以後最初に行われる検査までに備える。

.9　二千十三年七月一日前に建造された総トン数一万トン以上二万トン未満の貨物船（タンカーを除く。）。ただし、二千十八年七月一日以後最初に行われる検査までに備える。

2.11　2.10.5から2.10.9までに規定する適用の日後二年以内に恒久的に役務を離れる船舶の場合には、主管庁は、2.10の規定の要件の適用を免除することができる。

十五　第六章の表題を「貨物及び燃料油の運送」に改める。

十六　第六章第一規則の冒頭に「別段の明文の規定がない限り、」を加える。

十七　第六章第一規則の次に次の第一―一規則及び第一―二規則を加える。

第一―一規則　定義

この章の適用上、別段の明文の規定がない限り、次の定義を適用する。

1　「ＩＭＳＢＣコード」とは、国際海事機関の海上安全委員会が決議ＭＳＣ二六八（八五）によつて採択した国際海上固体ばら積み貨物コード（附属書第一章以外の附属書に適用される改正手続に関する条約第八条の規定に従つて採択され、かつ、効力を生ずる同機関による改正を含む。）をいう。

2　「固体ばら積み貨物」とは、液体又はガス以外の貨物であつて、粉状、細粒状又はそれらより も大きな形状の物質の組合せから成り、通常は均一の構成物で、いかなる容器にも収納されることなく、船舶の貨物倉に直接積み込まれるものをいう。

第一―二規則　穀類以外の固体ばら積み貨物についての要件

穀類以外の固体ばら積み貨物の運送は、ＩＭＳＢＣコードの関連規定に適合するものとする。

十八　第六章第二規則2中、.2を次のように改める。

.2　固体ばら積み貨物の場合には、ＩＭＳＢＣコードの第四部によつて要求される情報

十九　第六章第二規則2.3を削る。

二十　第六章第三規則1中、「ばら積み貨物」を「固体ばら積み貨物」に改める。

二十一　第六章第五―一規則を次のように改める。

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約の附属書Ⅰの第一規則に定義する油又は燃料油を運送する船舶は、当該油のばら積み貨物としての積込み又は当該燃料油としての供給に先立ち、国際海事機関が作成する勧告に基づき、物質に関する安全データシートを備える。